

## 入札公告

三原市が発注する次の工事について、条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領の適用があります。

令和元年11月6日

三原市長 天満 祥典

1 工 事 名	ペアシティ三原西館再編改修工事（電気設備工事）	
2 工 事 場 所	三原市城町一丁目	
3 建設工事の種類	電気工事	
4 工 事 概 要	ペアシティ三原西館再編改修に伴う電気設備工事 電灯設備、拡声設備、火災報知設備、 構内情報通信網設備、構内交換設備等	
5 工 事 期 間	契約日の翌日から令和2年7月30日	
6 予 定 価 格	77,356,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
7 入札参加資格要件		
①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	三原市内に本店を有する者	
②平成31・令和2年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	電気工事	
③平成31・令和2年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付	A・B	
④施工実績	問わないものとします。	
⑤建設業の許可別	特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者	
⑥技術者	対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を専任で配置できる者	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この工事には、調査基準価格を設定しています。（別紙参照）</li> <li>・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。</li> <li>・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。</li> <li>・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。</li> </ul>	
8 提 出 書 類	条件付一般競争入札参加希望兼誓約書（様式第2号）を電子入札システムにより提出してください。	
9 契 約 保 証 金	必要とします。	
10開札までの日程	①入札参加希望書受付期間	令和元年11月6日（水）から令和元年11月13日（水）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
	②資格確認結果通知	令和元年11月14日（木）以降
	③質問書提出期限	令和元年11月13日（水）午後5時まで
	④質問書提出先	財務部契約課（FAX.0848-67-6450）
	⑤質問に対する回答期限及び方法	令和元年11月19日（火）三原市ホームページに掲載 <a href="http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/jyoukentuki.html">http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/jyoukentuki.html</a>
	⑥入札書受付期間	令和元年11月20日（水）及び令和元年11月21日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時
	⑦開札日時	令和元年11月22日（金）9時15分
	⑧開札場所	三原市役所本庁舎3階 会議室303
11設計図書等	①閲覧期間	令和元年11月6日（水）から令和元年11月21日（木）まで
	②閲覧場所	三原市ホームページに掲載
12注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項及び三原市電子入札実施要領を確認のうえ、三原市が定める入札条件・入札心得に従って下さい。</li> <li>・落札者は、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置し、現場代理人及び主任技術者届を提出してください。現場代理人及び技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。技術者を配置することができない場合は、落札決定を取消すこととなります。</li> </ul>	

## 別紙

この建設工事に係る入札は、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年要綱第186号）に基づいて行います。

- 1 この建設工事に係る入札には、調査基準価格が設定されています。  
調査基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和61年6月26日採択、平成31年3月28日最終改正）を準用し、「低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）」に基づき設定します。
- 2 調査基準価格を下回る入札（低価格入札）が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札者を決定します。
- 3 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者であっても、低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）5に示す工事費総額失格基準価格を下回る場合や、必要な調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると判断したときは落札者となれません。
- 4 低価格入札が行われた場合は、入札者は、この調査に協力をしなければなりません。
- 5 低入札価格調査を経て契約する建設工事にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。
- 6 本工事の失格基準価格の算定は、三原市の「低入札価格調査制度運用基準」の別表の「工事の種類」のうち、「建築工事」の「建築（建築機械設備、建築電気設備を含む）」によるものとします。